

鹿島市地域防災計画 見直しの概要

国・県の動向

1. 国の防災基本計画修正(H23.12.27)の概要

- 津波災害対策編の新設
- 東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化
 - ・最大クラスの地震・津波想定の実施
 - ・津波警報等の伝達及び避難体制確保

2. 佐賀県地域防災計画修正(H24.2.13)の概要

①防災基本計画の修正によるもの

- 地震・津波対策の抜本強化等の反映
 - ・「震災対策編」から「地震・津波災害対策編」に修正

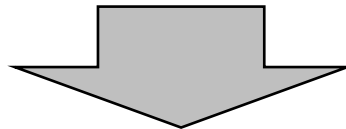
②風水害・震災対策編関係

- 命を守るスムーズな避難への対応
 - ・市町や県を越える避難の際、県が避難先を市町・隣県等と調整して確保し、指示する旨を規定
- 広域・長期に及ぶ大規模な災害への対応
 - ・支援物資の迅速・的確な調達・配送の仕組みを新たに規定
 - ・義援金の一次配分時期について目標を規定

③原子力災害対策編関係

- 大規模な原子力災害に備えた原子力防災対策の充実・強化
 - 住民避難、緊急時モニタリング、被ばく医療対策、情報伝達・広報(風評被害対策含む)、子どもなどへの放射線影響低減策 など
- 原子力災害と自然災害の複合災害への対応

これらを踏まえて



鹿島市地域防災計画の見直しでは

1. 国の防災基本計画、県の地域防災計画の修正事項

○佐賀県地域防災計画の修正概要を受けての修正・追加

- ①原子力災害に対する項目
- ②避難所の設置基準、機能強化、運営、備蓄、市外・県外への避難等
- ③市町間や市と防災関係機関の相互応援に関すること
- ④消防団の機能・設備の充実 など

2. 平成23年6月改正版への県からの指摘事項を受けて の修正

3. 独自に見直した事項

について、見直しを行う。

地域防災計画（総則）の主な改正点①

- 警察が災害時に行う業務を明確化するため、現在警察が災害時に対応している業務の内容を記載。
- 原子力災害時における市が処理すべき事務又は業務を記載。

地域防災計画(災害の特性と被害想定)の 主な改正点②

- 津波災害について、さらに着目するため、文書内の「地震」という表現を「地震・津波」という表現に変更。

地域防災計画(災害予防・減災計画)の 主な改正点③

- 消防団への地域住民や事業所の理解や協力、消防団の施設・整備の充実について記載。
- 災害教訓の伝承について記載。
- 防災まちづくりに配慮した土地利用について記載。
- 地盤の液状化や地盤沈下対策について記載。
- ライフライン施設の耐震化について記載。
- コンピュータシステム等のバックアップについて記載。
- 防災拠点である市庁舎が被災した場合の代替えとなる施設や非常用電源の確保、非常用通信手段の確保について記載。
- 警察・消防・自衛隊等の拠点の確保について記載。

地域防災計画(災害予防・減災計画)の 主な改正点④

- 情報の収集等の整備・強化に、既に導入している全国瞬時警報システム(J-ALERT)、防災ネットあんあん、エリアメール、ケーブルテレビを追加。
- 原子力災害時の緊急時モニタリング実施体制の整備について記載。
- 避難先として、一時(いつとき)避難場所と避難所に区分けし、その選定基準を記載。
- 避難経路及び誘導體制、避難所の管理運営及び生活上必要となる基本的事項について記載。
- 災害時要援護者への災害情報伝達体制の整備について記載。
- 社会福祉施設、病院等の災害に対する安全性の確保について記載。
- 備蓄品についての住民等・市・県の役割分担、品目等の詳細について記載。

地域防災計画(災害応急対策計画)の 主な改正点⑤

- 原子力災害時の災害対策連絡室・災害対策本部の設置基準と業務を記載。
- 被害状況等の報告方法及び内容について修正。
- 自主防災組織の活動内容に初期消火(消火器やバケツリレー等での消火)活動を追加。
- 医療活動に原子力災害時に県が行う汚染検査等の緊急被ばく医療への協力を追加。
- 市外への避難や県外への避難が必要となった場合の県の役割について記載。
- 原子力災害など市外からの避難者を受け入れる場合について記載。
- 避難所の設置・運営について大幅に改正。
- 被災住宅の応急危険度判定等について記載。

地域防災計画(災害応急対策計画)の 主な改正点⑥

- 緊急輸送のための燃料の確保について記載
- 義援物資の受入れの基本方針を記載。
- 義援金の配分方法について修正。
- 廃棄物(災害廃棄物・し尿・ごみ)について大幅に改正。
- 放射性物質による汚染への対応計画を新たに記載。

地域防災計画（災害復旧・復興計画）の 主な改正点⑦

- 復旧・復興事業からの暴力団の排除について記載。
- 被災者相談窓口の設置について記載。
- 原子力災害等による風評被害等の影響の軽減について記載。